

# 王寺ミルキーウェイ 2026 企画運営業務及び 全国だるまさんがころんだ選手権大会 運営業務仕様書

## 1. 業務名

王寺ミルキーウェイ 2026 企画運営業務及び全国だるまさんがころんだ選手権大会  
運営業務

## 2. 業務目的

王寺町では、町内外に町の魅力を発信することで、町への愛着や誇りを醸成するとともに、賑わいを創出し商業活性化につなげることを目的として、2014年から毎年11月にイベント「王寺ミルキーウェイ」を開催している。

本イベントは、夜間の光の演出、町民やプロの音楽家やゆるキャラが出演する野外ステージ、町商工会加盟事業者による縁日や飲食ブース、協定大学との連携企画の実施など、町の一大イベントとして定着しており、昨年度は「王寺町町制施行100周年記念」の冠を付けて開催したところ約1万5千人の来場者があった。

また、本業務においては、王寺町の文化資源である達磨寺を活用した「全国だるまさんがころんだ選手権大会」と連携し、2日間にわたる一体的なイベントとして実施することで、更なる集客力の向上及び本町の魅力発信の強化を図るものとする。なお、「全国だるまさんがころんだ選手権大会」運営業務については、別紙1、「達磨寺ユニークベニュー全国だるまさんがころんだ選手権大会運営業務仕様書」に記載のとおりとする。

## 3. 王寺ミルキーウェイ 2026 イベント概要

- (1) 催事名 王寺ミルキーウェイ 2026
- (2) 日 時 令和8年11月21日(土)11時から19時  
※20日(金)は事前準備日、22日(日)は撤収作業日  
※雨天決行、荒天中止(前日20日(金)9時までに判断)
- (3) 会 場 王寺北義務教育学校  
(奈良県北葛城郡王寺町本町1丁目20-45)
- (4) 主 催 王寺ミルキーウェイ実行委員会  
【構成】王寺町、王寺町観光協会、王寺町商工会、王寺町食品衛生協会、王寺町消防団  
【事務局】王寺町総務部 政策推進課(企画係)
- (5) 内 容 屋台、野外ステージ、集客イベント、新たなメインコンテンツ  
打上花火 等想定  
※なお、打上花火は委託者より個別に他事業者へ委託予定
- (6) 目標集客数 15,000人(R7開催時 15,000人)

#### 4. 全国だるまさんがころんだ選手権大会概要

- (1) 催事名 全国だるまさんがころんだ選手権大会
- (2) 日 時 予選大会…令和 8 年 11 月 21 日(土)11 時から 19 時  
決勝大会…令和 8 年 11 月 22 日(日)9 時から 17 時  
※20 日(金)は事前準備日、22 日(日)は撤収作業日  
※雨天決行、荒天中止(両日前日 9 時まで判断)
- (3) 会 場 予選大会…王寺北義務教育学校グラウンド(王寺町本町 1 丁目 20-45)  
決勝大会…達磨寺境内 (王寺町本町 2-1)  
※各大会共に雨天時は王寺町内屋内施設で開催
- (4) 主 催 王寺町の文化財を活かした観光拠点づくり協議会  
【構成】王寺町、王寺町観光協会、東海奈良県人会、NPO 法人久屋・エコまちネット  
【事務局】王寺町未来都市創造部 地域交流課 (文化資源活用係)
- (5) 内 容 別紙 1「全国だるまさんがころんだ選手権大会営業務 仕様書」参照
- (6) 競技参加者数 240 人(R7 開催時 240 人)

#### 5. 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和 9 年 1 月 30 日とする。

#### 6. 委託業務内容

業務の詳細は、選定事業者の提案を基に業務着手時に協議のうえ決定する。下記業務内容に留意しながら、委託者との協議の上、より良い提案を求める。なお、本仕様書における「委託者」は事業ごとの「主催者」を指す。

##### (1) 企画調整

下記の内容を盛り込んだイベントの企画調整及び設営を行うこと。また、提案した内容を催行するために必要な人員や機材、消耗品を手配すること。

##### 【特記事項】

- ・王寺ミルキーウェイ 2026 と全国だるまさんがころんだ選手権大会を一体的に運営し、双方の効果を最大化できるようトータルコーディネートすること。
- ・イベント内容に応じた会場内のレイアウトや装飾を提案すること。
- ・会場レイアウトが分かる平面図を作成すること。
- ・イベント終了後は必ず原状復帰(備品等の全撤去、会場清掃等)を行うこと。  
なお、イベント終了後 11 月 22 日(日)に委託者による状況確認を行い、原状復帰ができているとの判断により完了するものとする。

## I. 王寺ミルクウェイ 2026 に関する企画

### ① 野外ステージ

王寺北義務教育学校のグラウンドにステージを設営し、野外ステージを実施すること。

#### 【プログラム・出演者について】

- ・ 町内クラブ団体や町にゆかりのあるアーティストによるパフォーマンスの場も設けつつ、若年層を含めた幅広い層の参加が見込めるような出演者及びプログラムを提案すること。
- ・ 出演者については、可能な限りスケジュールが空いていることを確認し、提案すること。
- ・ イベント全体の進行を行うプロ司会者を配置すること。
- ・ 出演依頼は、委託者との協議のもと決定すること。
- ・ 出演者・司会者等の謝金、交通費、参加者募集のための広告費等、運営に係る一切を委託費に含む。

#### 【設営について】

- ・ ステージ内容に合わせた規模のステージ（屋根付）を設営すること。
- ・ 搬入及び設営はイベント前日 11 月 20 日（金）午前から、撤収はイベント終了後から翌日 22 日（日）18 時までの間に完了するものとする。

### ② 屋台

王寺北義務教育学校のグラウンドに王寺町商工会会員およびその他本町が依頼した団体による屋台出店（飲食・縁日・物販）を実施すること。

#### 【出店者募集について】

- ・ 出店者は王寺町商工会を通して委託者が募集し、選定は抽選で行う。なお、出店数は 40 店舗以上を想定する。（R7 年度：46 店舗）
- ・ 出店料は町内 1 万円、町外 2 万円を基本とし、委託者が徴収するものとする。

#### 【設営について】

- ・ 会場の設営および撤去のスケジュールは委託者と調整すること。
- ・ 11 月 20 日（金）の設営は、王寺北義務教育学校の登校時間（8:00～8:15）と下校時間（16:00～16:15）の安全性を考慮し、搬入・搬出を中断し、その他の時間においても安全性を十分に考慮し作業すること。
- ・ 屋台出店用のテントを設置すること。なお、出店者にテントの持込みを依頼することも可能であるが、その場合であっても、委託者が直接出店を依頼した企業・団体のテント（5 店程度を想定）は委託者が用意すること。
- ・ 雨天時や日避けを考慮し、各テントに机と椅子を適量配置すること。

- ・会場の安全性を考慮し、夜間照明及び電源(各屋台含む)を設置すること。
- ・出店者の搬入および搬出を監督すること。
- ・飲食スペース(屋根付)の設営を行うこと。
- ・会場入口及びステージに掲示するイベント名サイン及び会場内各所に設置する会場マップ等の案内看板・表示を作成すること。
- ・会場内にゴミ箱を設置すること。(出店者のゴミは各出店者で持ち帰り)

**【官公庁への申請・届出について】**

- ・西和警察署に対する道路使用許可申請とイベント開催届出、西和消防署に対する催物開催届出、露店等の開設届出書、いす席固定免除願、避難経路認定願、中和保健所への食品営業類似行為等実施計画報告書の提出とそれに必要な事務手続きは委託者が行う。
- ・上記以外に必要な申請や届出に関しては、受託者が行い、委託者に報告すること。

**③その他、目玉コンテンツの企画・実施**

イベント全体の象徴となる目玉コンテンツについて、「王寺ミルキーウェイ」の名称及び趣旨を踏まえた企画・実施を行うこと。

**【基本方針】**

- ・本イベントの象徴となり、来場者の記憶に残る魅力的なコンテンツを提案すること。
- ・王寺町らしさを感じられる要素を取り入れるとともに、話題性のある内容とすること。
- ・「ミルキーウェイ(天の川)」の要素については、可能な範囲で取り入れることとし、その解釈及び表現方法は提案によるものとする。

**【実施内容について】**

- ・王寺北義務教育学校グラウンド内での実施を基本とし、会場特性を踏まえた効果的な実施計画を提案すること。
- ・実施場所の範囲、空間構成、動線計画等については、来場者の安全性及び回遊性に配慮した内容とすること。

**【コンテンツ要件】**

- ・子どもを含め幅広い世代が参加または体験できる内容とすること。
- ・火気の使用は不可とする。
- ・安全性に十分配慮した内容とすること。

**【企画提案について】**

- ・実施時間帯、実施形式(常設型・回遊型・演出型等)については、イベント全体の構成を踏まえ効果的な提案を行うこと。

- ・ステージ、屋台、花火等の他コンテンツとの連動や相乗効果についても考慮した提案とすること。
- ・来場者の滞在時間の延長や回遊促進につながる工夫を盛り込むこと。
- ・悪天候時の対応も併せて提案すること。

#### 【運営・安全対策について】

- ・設営、運営、撤去を含め、安全かつ円滑な実施体制を構築すること。
- ・必要に応じてスタッフ配置、誘導計画等を提案すること。
- ・事故防止対策及び緊急時対応について具体的に示すこと。

#### 【留意事項】

- ・実施内容は委託者と協議の上確定とすること。
- ・来場者が参加料を払う必要があるイベントを企画した場合は、金額を委託者と協議し、承認を受けて確定すること。

### ④広報

#### 【情報発信】

- ・各種メディアや SNS、著名人・インフルエンサー等を活用した効果的な情報発信を行うこと。なお、委託者も町広報紙「王伸」や町公式サイト、町公式 SNS 等において情報発信をする。

#### 【チラシ・ポスター制作】

- ・事前広報用のチラシ、ポスター等を制作すること。
- ・B2/片面フルカラー/コート 135/70 部
- ・B1/片面フルカラー/コート 135/10 部

○納品日 10月13日（火）まで

#### 【パンフレット】

- ・プログラム&会場配置図入りのパンフレットを制作すること。
- ・A4/両面フルカラー/コート 90/4P/15,000 部/二つ折り加工

○納品日 10月28日（水）まで

- ・パンフレットは、町広報紙「王伸」11月号に挟み込むほか、イベント当日に会場で配布する。

## II. 全国だるまさんがころんだ選手権大会に関する企画

### ①全国だるまさんがころんだ選手権大会運営業務

別紙1、「達磨寺ユニークベニュー全国だるまさんがころんだ選手権大会運営業務 仕様書」のとおり、全国だるまさんがころんだ選手権大会予選を実施すること。

## (2) 運営管理

- ①実施体制には、業務責任者及び副責任者を置き、業務全般の活動を一元化（トータルコーディネート）すること。
- ②業務責任者1名、副責任者1名、プロ司会者1名、舞台管理スタッフ、警備を適正数配置すること。
- ③スタッフはイベント内容に関する経験を有し、安全管理ができる者であること。
- ④当日は会場内にイベント本部を設置し、常に複数のスタッフにより運営管理や各種問い合わせ及び主催者からの伝達のとりまとめ対応にあたること。
- ⑤各催事ごとに傷病者等に対して適切な処置ができるよう救護担当者（看護師資格保有者）を1名ずつ配置し、救護セット・AED等の物品をそれぞれ整備すること。
- ⑥男女別の水洗式仮設トイレを設置すること。なお、王寺北義務教育学校の水道、下水道は使用可能である。
- ⑦イベント当日の出店者および関係者、関係業者の駐車場管理を行うこと。なお、来場者駐車場は用意しないものとする。
- ⑧当日の進行や人員配置、各種図面、緊急時連絡先、警備計画を網羅した運営マニュアルを作成し、各スタッフや実行委員会と情報共有を図ること。
- ⑨イベント終了時に事業の内容や来場者数、会場内の記録写真、制作物等を記録した報告書を作成すること。
- ⑩各業務の実施にあたっては、事前に委託者と十分に協議することとし、定期的に委託者と打ち合わせ、進捗状況の場を設けること。
- ⑪会場で、参加者に対して企画に関するアンケートを行うこと。（案文の作成、印刷、配布、回収、集計作業を含む。オンラインでの実施も可。）

## 7. その他運営上の要件

### (1) 事業計画書の作成

契約締結後、実施体制とスケジュールを含む事業計画書を提出すること。

### (2) 業務完了報告書および実績報告書の作成

事業実施後において、業務完了報告書と実績報告書（来場者数、事業内容、アンケート結果を記載し、開催時の様子が分かる写真も掲載すること）を作成し、提出すること。

### (3) 打ち合わせ記録の作成

打ち合わせを行った場合は、1週間以内に打合せ記録を作成し委託者に提出すること。

## 8. 成果物

- ・実施報告書 一式
- ・上記の電子データ 一式

【納品場所】 奈良県北葛城郡王寺町王寺 2 丁目 1 番 23 号  
王寺町総務部 政策推進課

## 9. 契約に関する条件等

### (1)再委託等の制限

受託者は、本業務の全部を再委託若しくは請負わせてはならない。業務の一部を再委託若しくは請負わせる場合は、事前に書面にて報告し、委託者の承諾を得ること。

### (2)成果品の利用及び著作権

- ①受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに王寺町に無償で譲渡するものとする。
- ②受託者は、本著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- ③受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

### (3)業務の履行に関する措置

委託者は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から 10 日以内に委託者に書面で通知しなければならない。

### (4)機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### (5)個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。

## (6)資料の貸与

受託者は、業務を行うにあたり、委託者と協議のうえ必要な資料を請求するとともに、貸与した資料について十分に確認の上、適切に管理し、業務完了後は速やかに返却又は廃棄すること。

## (7)その他

- ①契約は事業の主催者ごとに締結すること。
- ②本仕様書及び実施要領等に定めのない事項は委託者と受託者の協議により決定すること。
- ③本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務終了後 5 年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は、協力すること。

## 10. キャンセル規定

### (1)催事中止の判断

荒天による中止の判断は、前日 20 日(金)9 時に委託者が判断するものとする

### (2)キャンセル料

キャンセル料は、原則それまでにかかった費用を示す書類を提示いただき協議する。

## 11. 事業費限度額と支払方法

### (1)事業費限度額

本業務の事業費限度額は、総額 14,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とし、内訳は以下のとおりとする。

- ①王寺ミルキーウェイ 2026 に係る業務（限度額：8,500 千円）  
（全国だるまさんがころんだ選手権大会予選及び決勝を除く）
- ②全国だるまさんがころんだ選手権大会に係る業務（限度額：5,500 千円）  
（予選大会及び決勝大会に係る業務一式）

### (2)支払方法

本業務の委託料は、それぞれの主催者ごとに支払うものとし、受託者は業務完了後、各主催者に対して区分ごとに請求書を提出すること。

- ①王寺ミルキーウェイ実行委員会  
上記(1)①に係る業務委託料
- ②王寺町の文化財を活かした観光拠点づくり協議会  
上記(1)②に係る業務委託料

なお、支払いはそれぞれの主催者において業務完了確認後に行うものとする。

### (3)内訳書の提出

受託者は、委託料の請求にあたり、上記(1)①及び②の区分ごとに、業務内容に応じた詳細な内訳書を作成し、請求書に添付すること。

内訳書には、費目ごとに金額を明示するとともに、両業務に共通して発生する経費については、合理的な基準に基づき按分し、その算出根拠を明らかにすること。なお、内訳区分が不明確な場合は、委託者は変更を求めることができる。